

法 務 課 長
法 制 課 長
総 務 課 長
住 宅 課 長
税 務 課 長
債 権 管 理 課 長 殿

一般社団法人 日本経営協会
常務理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区>NOMA 行政管理講座のご案内 [平成 31 年 3 月 4 日(月)~5 日(火)開催]

自治体職員のための 改正民法の留意点と実務対応講座

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、債権法の分野を中心とした民法の一部を改正する法律案が、2017 年 6 月に公布され、2020 年 4 月 1 日に施行されることとなりました。今回の民法改正法案は実に 120 年ぶりの大改正であり、地方自治体のご担当者におかれましても、民法の考え方は各担当業務に反映されており、実務上なんらかの影響を受ける可能性が高いと考えられます。

そこで今回、民法改正法案の概要とポイントに加え、自治体の各部署の担当業務において起こりうる実務上の影響と今後の対応策について解説する、標記講座を開催いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

日 時：平成 31 年 3 月 4 日(月) 13:00~17:00
5 日(火) 10:00~16:00

会 場：NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市中区東桜 1-13-3)

講 師：弁護士法人あお空法律事務所
代表弁護士 中根 浩二 氏

参加料(負担金 1 名につき)：

	負担金	消費税等	合 計
NOMA 会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一 般	32,000 円	2,560 円	34,560 円

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX 等で下記へお申し込みください。
折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の 3 営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。領収書が必要な場合はご連絡ください。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
開催日の 3 営業日前～前日までのキャンセルは参加料の 30%、開催日当日は 100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。

ご宿泊：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。
ご参考までに会場周辺のホテルを、下記の通りご案内申し上げます。
※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただけますと、宿泊料金の割引がございます
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

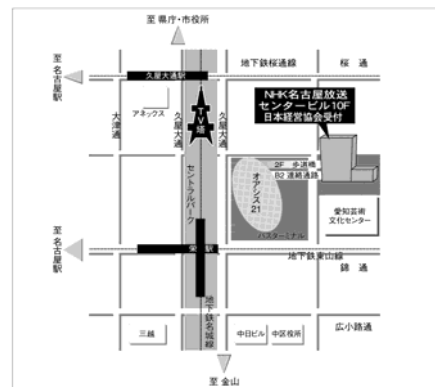
ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交 通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円~13,000 円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩 3 分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円~	地下鉄栄駅より徒歩 4 分	052-263-3411

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当:江尻・里見)

お申込先：〒461-0005 名古屋市中区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F
TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ホームページ <http://noma-chubu.jp/>

※お問合せは、平日の 9:15~17:15 にお願いたします。

以上



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分

【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

1 民法改正の背景

歴史 ～ナポレオン民法以来の大改正
 国際化 ～判例法の明文化
 理念の大変更 ～帰責性概念の変容

2 民法改正の影響

- (1) 契約適合性という抽象的な基準で全て判断される
- (2) 契約書の概念が大きくかわる
～書式で対応することが困難になる
- (3) 契約締結上の過失といった「過失」という表現がなくなる
- (4) 時効中断という概念がなくなる
- (5) 保証人への請求について全て裁判に持ち込まれるリスクが生じる
- (6) 賃貸借契約の保証人、身元引受人に「1億円以内の責任を負担する書面にサインして」といわないといけない
- (7) 保険料の増額を迫られる
～法定利率の変化とライブニッツ係数
- (8) パワハラの時効期間は何年かわからなくなる
～人身か物損か
- (9) 錯誤無効がなくなる

3 民法改正と自治体実務への影響

- (1) 時効期間の管理
 - ① 短期消滅時効の廃止
 - ② 時効の更新、完成猶予
 - ③ 時効期間の変更
 - ④ 民法改正に伴う地方自治法の改正
- (2) 契約書の作成への影響
 - ① 契約適合性という新たな概念
 - ② 瑕疵担保責任などの担保責任制度の廃止
 - ③ 危険負担の概念の廃止
 - ④ ア 改正民法における不動産売買契約書（案）
イ 改正民法における動産売買契約書（案）
ウ 改正民法における委任契約書（案）
 - ⑤ 解除・損害賠償責任の概念の変容
- (3) 保証制度の変革
 - ① 公正証書作成の義務化
 - ② 極度額の設定
 - ③ 情報提供義務への対応

(4) 損害賠償請求への影響

- ① 法定利率の変化
- ② 時効期間の影響
- ③ 契約締結上の過失などの概念への影響

(5) 債権管理への影響

- ① 相殺制度の変更
- ② 詐害行為取消権と破産法との整合性
- ③ 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則
- ④ 特定の債権者に対する担保の許与等の特則
- ⑤ 過大な代物弁済等の特則

(6) 改正前後の注意点

～改正民法施行後の現行民法の適用範囲（経過措置）

- ① 代理
- ② 無効・取消
- ③ 時効
- ④ 法定利率
- ⑤ 連帯債務
- ⑥ 債権者代位・詐害行為取消
- ⑦ 多数当事者関係
- ⑧ 保証債務
- ⑨ 債権譲渡
- ⑩ 相殺
- ⑪ 契約の成立
- ⑫ 契約の解除
- ⑬ 契約各論

<講師紹介>

弁護士法人あお空法律事務所
 代表弁護士 中根 浩二 氏

平成 9 年 司法試験合格
 平成 10 年 名古屋大学法学部法律学科卒業、
 最高裁判所司法修習生（52 期）
 平成 12 年 弁護士登録。楠田法律事務所勤務
 平成 17 年 あお空法律事務所開所とともに所長に
 就任
 平成 23 年 日弁連研修センター副委員長、
 愛知県弁護士会研修センター副委員長

労働問題・企業法務をはじめ、愛知県を中心に活躍中。
 自治体職員向けセミナーの実績も多数。

日本経営協会・中部本部(担当:江尻・里見)行 (この面をそのままFAXしてください) **FAX(052)952-7418**

日本経営協会会員 一般 (該当する方にレ印を付けてください)

60011929「自治体職員のための改正民法の留意点と実務対応」講座・参加申込書

H31/3.4～5

ふりがな 団体名	TEL () - ()		ご派遣責任者 (ご連絡担当)
	Fax () - ()		所属・役職名
所在地	〒		
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験年数
			年 月
			年 月
<通信欄>			氏名
			印
			<ご記入 (レ印) のお願い>
			この講座の開催情報を得た時期は、 講座開催日の
			<input type="checkbox"/> 半年以上前 <input type="checkbox"/> 3ヶ月～半年前
			<input type="checkbox"/> 2ヶ月前 <input type="checkbox"/> 1ヶ月前
			<input type="checkbox"/> 2週間前 <input type="checkbox"/> 1週間前～直前

*請求書の宛先についてご教示ください。(□団体名と同じ □その他

宛)

・3名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。 □